

川崎地域調達情報

令和3年10月26日公表 調達番号 川21062号

件名:白灯油の購入【概算総価】(川崎臨港警察署)

見積書提出期限:令和3年11月4日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	白灯油(ドラム缶納)		JIS1号	—	3,200	L	契約締結日 ~ 令和4年3月31日	川崎臨港警察署 (川崎市川崎区池上新町2-17-14) ほか4交番 別添仕様書のとおり
2	白灯油(18L缶納)		JIS1号	—	576	L		

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、予定数量は過去の実績から積算したもので、実際の購入数量については増減する可能性がある。
- 2 見積価格は白灯油1Lあたりの消費税抜き単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。見積金額は単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 3 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じた場合は、小数点第5位以下を切り捨てる。)
- 4 納入はローリー車を使用し、職員の指示するドラム缶(1缶200L)及び保管庫ポリタンク(1缶18L)に給油すること。
- 5 代金の請求は、1か月分を取りまとめて翌月に支払うものとする。請求金額に円未満の端数が生じた場合は、当該円未満の端数を切り捨てる。
- 6 そのほか、別添仕様書 5 特記事項等のとおり。

別添

仕様書

1 業務内容

川崎臨港警察署及び当署管内の各交番への白灯油の納入

2 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 納入時期

週1回程度とし、当方が発注する都度指定する日の午前10時から午後3時までの間に、1回あたりドラム缶納は100L～400L、18L缶納は1～3缶を予定。

4 納入場所、納入方法及び予定数量

納入場所	住 所	納入方法	予定数量
川崎臨港警察署	川崎市川崎区池上新町2-17-14	ドラム缶	3,200L
鋼管通交番	〃 鋼管通2-3-7	18L缶	144L
浜町交番	〃 浜町2-26-3	18L缶	144L
出来野交番	〃 大師河原2-3-16	18L缶	144L
殿町交番	〃 殿町3-25-8	18L缶	144L
		合計	3,776L

5 特記事項等

- (1) 予定数量は過去の実績から積算したものであり、実際の購入数量については増減する可能性がある。
- (2) 見積価格は白灯油1Lあたりの消費税抜き単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額（概算総価）とする。見積金額は単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- (3) 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じた場合は、小数点第5位以下を切り捨てる。）。
- (4) 納入はローリー車を使用し、職員の指示するドラム缶（1缶200L）及び保管庫ポリタンク（1缶18L）に給油すること。
- (5) 代金の請求は、1か月分を取りまとめて翌月に支払うものとする。請求金額に円

未満の端数が生じた場合は、当該円未満の端数を切り捨てる。

- (6) 契約期間中において、著しく価格の変動があったとき又は、元売価格の改定があったとき等は、別途協議の上、契約金額の改定ができるものとする。
- (7) 納入時期に納入場所を回り、それぞれに納入すること。
- (8) 納入時には、各納入場所の当方職員から納品書に履行確認の署名又は押印をさせ、署名又は押印のある納品書を速やかに川崎臨港警察署会計課へ提出すること。
- (9) 納品書には、「納入者の所在地」「納入者の法人名」「納入先の表示（本件にあつては「川崎臨港警察署長）」」「納入年月日」「納入場所（警察署名または交番名）」及び納入される物品等の「名称・数量・単価・金額」を明記すること。ただし、前記要件を満たす配送伝票等をもって、納品書に代えることができる。この場合、事前に調整を図ること。
- (10) 自動車は、神奈川県庁内グリーン配送実施指針を遵守すること。
- (11) 納入に際し、危険防止に万全の措置を取るとともに、不測の事態により納入先及びその周辺に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。ただし、その責めが天災地変等のやむを得ない事由又は納入先に起因するものであるときはこの限りでない。
- (12) 本件履行中に知り得た、当方の業務上の一切の事項を他に漏洩し又は他の目的に使用しないこと。
- (13) 受注者が正当な理由なく本書各事項及び神奈川県オープンカウンター方式見積合せ取扱要綱（神奈川県ホームページ参照）に違反したときは、何らの催告も受けずに本契約を解除されても異議は申し立てないものとする。なお、解除により納入先に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (14) 納入に際し、仕様書に記載のない事項は、その都度、協議の上決定するものとする。